

平成27年度沖縄県北部家畜保健衛生所
家畜衛生業務嘱託獣医師を募集します

1 勤務地

沖縄県北部家畜保健衛生所（沖縄県名護市名護4606番地の4）

2 募集期間

平成27年1月19日（月）～2月27日（金）

※面接や必要書類の調整を行いますので、早めにご連絡をお願いします。

3 委嘱期間（1年）

平成27年4月1日～平成28年3月31日

（以降2回に限り更新することができる）

4 勤務条件

（1）給与 日給制 13,200円

（交通費は県の規定により支給 社会保険有り）

（2）勤務時間

8時30分～17時15分

休憩時間 30分

（3）勤務日数

1ヶ月勤務日数 16日以内

（4）休日

土日祝祭日

（5）有給休暇

雇い入れの日から2ヶ月経過後毎月1日付与

6ヶ月経過後、通算7日付与

5 その他

（1）獣医師免許を有するもの

（2）業務内容

家畜防疫衛生に関する業務

家畜疾病の調査研究に関する業務

その他家畜保健衛生所長が必要と認める業務

ホームページ

<http://www.pref.okinawa.jp/site/norin/norin-hoku-kaho/index.html>

沖縄県 北部家畜保健衛生所

担当 屋富祖 昇

TEL 0980-52-2939

FAX 0980-53-3311

e-mail yafusonb@pref.okinawa.lg.jp

○家畜衛生業務嘱託獣医師設置規程

家畜衛生業務嘱託獣医師設置規程

平成9年3月31日
訓令第12号

改正 平成13年3月30日訓令第54号 平成15年3月31日訓令第56号
平成16年3月26日訓令第12号 平成25年3月30日訓令第48号
農林水産部

家畜衛生業務嘱託獣医師設置規程を次のように定める。

家畜衛生業務嘱託獣医師設置規程

(設置)

第1条 家畜保健衛生所、家畜衛生試験場及び家畜改良センター(以下「家畜保健衛生所等」という。)における家畜防疫衛生業務、家畜疾病の調査研究業務及び優良種畜増殖育成業務を円滑に運営するため、家畜衛生業務嘱託獣医師(以下「嘱託獣医師」という。)を設置する。

(身分)

第2条 嘱託獣医師は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

(職務)

第3条 嘱託獣医師は、勤務を命ぜられた家畜保健衛生所等の長の指揮監督を受けて、次に掲げる業務を行う。

- (1) 家畜防疫衛生に関する業務
- (2) 家畜疾病の調査研究に関する業務
- (3) 優良種畜の増殖育成に関する業務
- (4) その他家畜保健衛生所等の長が必要と認める業務

(委嘱)

第4条 嘱託獣医師は、知事が委嘱する。

2 嘱託獣医師の委嘱期間は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。

3 前項の規定にかかわらず、2回を超えて更新する必要がある場合には、農林水産部農林水産総務課長は、総務部行政管理課長と協議するものとする。

(報酬等)

第5条 嘱託獣医師の報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則(昭和47年沖縄県規則第111号)に定めるところによる。

(勤務条件)

第6条 嘱託獣医師の1月の勤務日数は、16日以内とし、勤務する日は、家畜保健衛生所等の長が業務に応じて適宜定め、本人に通知するものとする。

2 嘱託獣医師の勤務時間は、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例(昭和47年沖縄県条例第43号)の適用を受ける一般職の職員に準ずるものとする。

(服務)

第7条 嘱託獣医師は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

2 嘱託獣医師は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 嘱託獣医師は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

4 嘱託獣医師は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

(解嘱)

第8条 知事は、嘱託獣医師が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委嘱期間内でも解嘱することができる。

- (1) 第3条に規定する職務を怠ったとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) 嘱託獣医師として不相当と認められる行為をしたとき。
- (4) 心身の故障その他の理由により、職務を行うに適しなくなったとき。
- (5) 委嘱の必要がなくなったとき。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、嘱託獣医師に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月30日訓令第54号)

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月31日訓令第56号)

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月26日訓令第12号)

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月30日訓令第48号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。